

浦安市運動公園アーチェリー場利用案内

○利用時間

午前9時～午後9時

※ 4月から11月までの土・日・祝日は午前7時から午後9時

※ アーチェリー個人使用の最終入場時刻は午後8時30分

○休場日

年末年始：12月29日から1月3日

臨時休場日（事前にホームページなどでお知らせします。）

○利用種目及び利用形態

アーチェリー（個人使用・専用使用）及び弓道（遠的のみ、専用使用）

○利用できる方

アーチェリー個人使用・専用使用：16歳以上の認定証取得者

アーチェリー教室：中学生以上の認定証未取得者、16歳以上の認定証取得者

弓道（遠的）：全日本弓道連盟認定の三段以上の方

○使用料金

個人使用・アーチェリー教室

区分		1時間	2時間
市内	一般	350円	710円
	65歳以上、高校・中学生(※1・2)、障がい者	170円	350円
市外	一般	530円	1,060円
	65歳以上、高校・中学生(※1・2)、障がい者	260円	530円

※1 中学生はアーチェリー教室のみ参加が可能です。

※2 木曜日の教室は午後7時からの開催のため、保護者の同伴が必要です。

個人使用・アーチェリー教室 超過分

区分		30分以内	60分以内	90分以内	120分以内
市内	一般	170円	350円	530円	710円
	65歳以上、高校・中学生、障がい者	80円	170円	260円	350円
市外	一般	260円	530円	800円	1,060円
	65歳以上、高校・中学生、障がい者	130円	260円	400円	530円

専用使用

区分/時間帯		9～11	11～13	13～15	15～17	17～19	19～21
市内	一般	3,560円	3,560円	4,450円	4,450円	5,340円	5,340円
市外	一般	5,340円	5,340円	6,680円	6,680円	8,010円	8,010円

※一般以外の料金区分に関しては、お問合せください。

【アーチェリー】

◎認定証の取得方法

アーチェリー教室中に、市アーチェリー協会の指導者が立会います認定会を受け、以下3点の基準をすべて満たすことが必要です。

- ①高校生以上であること
- ②技術・マナーが身についていること
- ③6本×6回の36本の矢で240点以上のスコアであること

※ 弓の種類により認定基準が異なります。(下記の表を参照ください。)

※ 認定された弓のみ使用可能です。

※ 2種類の弓を使用する場合は、それぞれ認定が必要になります。

スコア	利用可能距離	弓の種類	認定証の色
240点～280点未満	30m	リカーブ	ブルー
280点以上	30m、50m、70m	リカーブ	ピンク
300点以上	30m、50m、70m	コンパウンド	グリーン

◎個人使用

対象 16歳以上の認定証取得者

定員 20名

予約不要、「個人」で使用する事ができる時間です。

他の利用者の方と共同でご使用ください。

利用できる日時は、月間スケジュールにてご確認ください。

利用の流れ

- ・アーチェリー場内カウンターで認定証をスタッフに提示
- ・認定確認完了後、券売機にて個人使用券を購入、スタッフへの提示
- ・利用者氏名、入場時刻等を台帳へ記入
- ・場内にて利用
- ・退場時スタッフに申告し、台帳へ退場時間記入、退場
超過時間のある方は、券売機にて精算、退場

◎教室

対象 中学生以上の認定証未取得者（初心者、経験者）、16歳以上の認定証取得者

定員 20名

経験豊富な指導者による指導を受ける事ができる個人使用です。

教室内で認定会を行います。但し、認定会は16歳以上の方が対象となります。

認定された方には、認定証を発行します。

開催日時

毎週木曜日 19:00～21:00（※保護者同伴のもとで中学生参加可）

認定会は20:00から先着4名（中学生を除く）

第2・4土曜日 13:00～15:00

認定会は14:00から先着4名（中学生を除く）

参加の流れ

- ・浦安市体育施設使用者登録証の作成

作成できる場所 市役所市民スポーツ課、総合体育館、中央武道館

作成時に必要なもの 身分証明書

（住所・氏名・生年月日がわかる免許証・保険証・学生証等）

- ・アーチェリー場内カウンターで、以下のものをスタッフに提示

認定証未取得者：浦安市体育施設使用者登録証

認定証取得者：認定証

- ・券売機にて個人使用券の購入、スタッフへの提示

- ・使用者氏名、入場時刻等を台帳へ記入

- ・場内にて利用

- ・認定会の受講（希望者） ※認定された方には認定証を発行

- ・退場時スタッフに申告し、台帳へ退場時間記入、退場

超過時間のある方は、券売機にて精算、退場

◎コース（短期集中型）

対象 市内在住・在勤・在学の中学生以上の方優先

定員 16名

内容 経験豊富な指導者による、アーチェリーの基礎基本の習得（初心者向け）

同じ参加者が同じ回数、内容を学習する形態です。

最終回は記録会を開催します。希望者は認定会が受講できます。

申込 事前申込が必要です。

開催日程は、総合体育館にお問合せください。

※ 個人使用、教室、コースすべてに、貸し出し用の用具があります。

◎専用使用の申請、利用の流れ

使用月の1ヶ月前から、総合体育館1階事務室窓口に申請できます。

専用使用の申請は、認定証を取得している方のみです。

申請時に認定証をご持参ください。許可証を発行します。

使用当日は許可書を持参し、アーチェリー場スタッフに提示してください。

専用使用で練習などできる方は、認定証を取得している方のみです。

午後5時以降の中学生の利用は、保護者の同伴が必要です。

※使用できる日時は、月間スケジュールにてご確認ください。

【弓道（遠的）】（専用使用）

専用使用をするには、「浦安市体育施設使用者登録証の作成」と「認定証の作成」が必要です。

・浦安市体育施設使用者登録証の作成

作成できる場所 市役所市民スポーツ課、総合体育館、中央武道館

作成時に必要なもの 身分証明書

(住所・氏名・生年月日がわかる免許証・保険証・学生証等)

・認定証の作成

作成できる場所 アーチェリー場

作成時に必要なもの 浦安市体育施設使用者登録証

全日本弓道連盟認定の三段以上の証

※認定証を発行します。

・専用使用申請、利用の流れ

使用月の1ヶ月前から、総合体育館1階事務室窓口に申請できます。

申請時に認定証をご持参ください。許可証を発行します。

使用当日は許可書を持参し、アーチェリー場スタッフに提示してください。

専用使用で練習などできる方は、認定証を取得している方のみです。

※使用できる日時は、月間スケジュールにてご確認ください。

【アーチェリー場の利用にあたり】

■利用制限

次のいずれかの一つに該当する場合は入場できません。また、施設使用中に該当した場合は使用を中止させていただくことがあります。

- ・ 飲酒している方
- ・ 伝染病の疾患であると認められる方
- ・ 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる行為
- ・ この施設を使用することがその方にとって危険であると認められる場合
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- ・ その他アーチェリー場の管理上支障があると認められるとき

■ルール・マナー

（安全確認等）

- ・ 行射前に弓具の点検、サイトの確認をお願いします。
- ・ 1 エンドは6本以内とし一斉矢取りとします。
- ・ 引き分け、引き戻しはなるべく矢を水平に保ち行ってください。
- ・ どの距離においても決められた射線より行射してください。
- ・ いかなる場合でも、人に向かって弓を引かないでください。
- ・ 射つ人の前方、または前側に立たないでください。
- ・ ターゲット付近に人がいないか、確認の上、発射してください。
- ・ 他の人が射っている最中に、決してターゲットに近づいてはいけません。
- ・ 空に向かって射たないでください。
- ・ 自分のドロウレングスより、短い矢を引いてはいけません。
- ・ 矢がアローレストから落ちたら、元に戻して引き直してください。
- ・ 矢をつがえずに、空射ちしてはいけません。
- ・ 他の人が射っている間は静かにしてください。
- ・ 身体にピッタリ合った服装をして、時計・指輪等はずしてください。
- ・ スtringが、ボタンや衣服等に引っかからないように注意してください。
- ・ プレーの前には、十分に弓具の点検をしてください。
- ・ 矢を抜くときには、後ろに人がいないことを確認して行ってください。
- ・ 許可なく、他の人の弓に触れたり引いたりしてはいけません。

(その他)

- 使用時間には、準備・後片づけ及び清掃に要する時間が含まれています。
- 使用した的台、椅子等はもとの位置に戻してください。
- 施設、器具類等は、大切にご使用ください。万一損害を与えた場合は、損害相当額を弁償していただきます。
- 使用に際して発生した事故はすみやかにスタッフへご連絡ください。
- アーチェリー場内は禁煙となっております。
- 皆様に気持ちよく施設をご使用いただくために、公共マナーをお守りください。

※ その他ご不明な点につきましては、アーチェリー場・総合体育館各窓口にお問合せください。

利用者はルール・マナーを守り安全を心掛けての使用をお願いします。

【注釈】

○認定証の発行

アーチェリー種目、弓道（遠的）種目ともに、16歳以上の方が対象です。

16歳とは、その年度内に16歳に達する年齢をいいます。

○総合体育館の休館日

定期休館 毎月第1、3水曜日（祝日の場合は開館）

年末年始 12/29～1/4

■問合せ先

総合体育館 tel.047-355-1110

総合体育館休館日の場合

陸上競技場 tel.047-350-9830

上記両施設の所在地 浦安市舞浜2番地27